

会計年度任用職員の勤勉手当など処遇改善を求める意見書

地方自治法の改正で、自治体の非正規職員に今まで未支給であった勤勉手当を可能としました。これで会計年度任用職員の公務員のボーナス（期末手当・勤勉手当）である勤勉手当がパートタイム・フルタイムも支給できることとなります。これは同一労働・同一賃金に向けた改善の一步として当然です。今や62万人を超える会計年度任用職員は「地方自治の重要な担い手」だからです。

令和6年4月からの施行に向けて各自治体の条例化の実施が問われています。また、勤勉手当の支給のための人事評価については、労働条件と権利を尊重し適正さが求められます。そして、今後とも会計年度任用職員等の非正規職員の諸手当の格差是正を図ること、雇用安定と処遇改善が問われています。そのため、国として、各自治体への条例や規則の点検調査を実施するとともに、適切な地方財政措置を図ることを求めます。

よって、国会及び政府におかれましては、次のことが措置されるよう強く要望します。

- 1 会計年度任用職員の勤勉手当を令和6年4月からの施行に向けて各自治体の条例などの実施を確実に求めること
- 2 会計年度任用職員の勤勉手当の人事評価については、労働条件と権利を尊重すること
- 3 各自治体の実施する非正規職員の処遇改善に向け、必要な地方財政措置を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年7月4日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて